

事 務 連 絡  
令 和 4 年 2 月 25 日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医事課

プラスチック資源循環促進法の施行に向けた取組についてのお願い

日頃より、厚生労働行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

プラスチックは経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしてきた一方で、資源・廃棄物制約や海洋ごみ問題、地球温暖化といった、地球規模の課題が深刻さを増しております。こうした背景を踏まえ、令和3年の第204回通常国会において、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」が成立し、同年6月に公布されました。

プラスチック資源循環促進法は、多様な物品に利用されているプラスチックについて、プラスチックの資源循環の促進等を図るため、①プラスチック使用製品の環境配慮設計、②特定プラスチック使用製品の使用の合理化、③プラスチック使用製品の廃棄物の市区町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための計画認定制度の創設等、プラスチック使用製品の設計・製造から、販売・提供、そして排出・回収・リサイクルに至るまで、プラスチック使用製品のライフサイクル全般での対策を講じる内容となっており、令和4年4月1日から施行されます。

貴団体におかれましては、下記のとおりプラスチック資源循環促進法の施行に向けた準備を進めていただきますよう、貴下団体等に対し周知等の御協力をお願いします。

なお、本法施行に伴って医療機関に求められる具体的な対応については、環境省及び経済産業省と協議のうえ、追ってお示いたします。

記

(1) 関係団体への周知のお願い

事業者の皆様が取り組むべき内容や事業者による自主回収及び再資源化を促進するための計画認定制度等について、プラスチック資源循環の特設ホームページに制度の内容をまとめたパンフレット等を掲載しております。

また、事業者の皆様向けのお問い合わせ窓口を、令和4年2月24日（木）から9月30日（金）まで開設する予定です。

貴下団体等へのご周知をお願いします。

(2) 政府主催の制度説明会のご案内について

令和4年3月上旬から中旬にかけて、事業者の皆様を対象とした政府主催の制度説明会をオンラインで開催いたしますので、貴下団体等へのご周知をお願いします。

<開催日時>

|       |              |                   |
|-------|--------------|-------------------|
| 【第1回】 | 令和4年3月3日(木)  | 10:00～12:00(120分) |
| 【第2回】 | 令和4年3月3日(木)  | 14:00～16:00(120分) |
| 【第3回】 | 令和4年3月9日(水)  | 10:00～12:00(120分) |
| 【第4回】 | 令和4年3月9日(水)  | 14:00～16:00(120分) |
| 【第5回】 | 令和4年3月14日(月) | 10:00～12:00(120分) |
| 【第6回】 | 令和4年3月14日(月) | 14:00～16:00(120分) |

<募集フォーム>

制度説明会の参加については、事前に登録が必要となっておりますので、下記 URL よりご登録をしていただきますようお願いいたします。

なお、当日の説明や質疑対応等につきましては、経済産業省職員が対応いたします。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/setsumeikai>

(3) 広報物のご案内について

プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、制度内容を解説したパンフレットやポスター等の広報物の作成を予定しておりますので、是非ご活用ください。広報物については、プラスチック資源循環の特設ホームページに掲載する予定ですので、傘下の団体等へのご周知をお願いします。

また、別紙に案として記載している、「ガイドライン」及び「ポスター①、②(それぞれA1、A2サイズ)」について、経済産業省からご希望の業界団体等の皆様に配布をさせていただきます。別添(Excel ファイル)に必要な部数や送付先等の情報を記載の上、2月28日(月)までにご連絡ください。

<各種問い合わせ先(コールセンター)>

○受付期間 令和4年2月24日(木)～9月30日(金)

※月～金曜日(土・日・祝日除く) 9:00～18:15

○事業者の皆様向けの相談窓口 0570-005117

<プラスチック資源循環の特設ホームページ>

<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

以上